

別表3

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人明秀会（以下「本会」という。）の評議員、評議員選任・解任委員、理事及び監事（以下「役員」という。）に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 評議員、評議員選任・解任委員、役員の報酬は、次のとおりとする。

(1) 評議員、評議員選任・解任委員、役員の報酬は、日当20,000円とする。

(2) 業務執行理事（常務理事）の報酬は、月額300,000円とする。

2 前項の報酬は、当該職務の終了時に支給する。ただし、本会の職員の職にある者には支給しない。

(費用弁償)

第3条 役員が本会の用務のため旅行したときは、旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費については、社会福祉法人明秀会旅費規程の例による。

(改正)

第4条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

付 則

この規程は、平成 4年12月 2日から施行する。

この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成22年12月 1日から施行する。

この規程は、平成28年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成29年 6月27日から施行する。

この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。